

以上は其の改革の内容を示す也

- 一 会長の裁可及幹部の任免制度を撤廃し委員制度にすること
- 二 全従業員による総会を開催すること
- 三 規約を制作し発表すること
- 四 規約制作は総会に於てすること
- 五 規約制作は其の選改すること
- 六 役員任期は半年とし総会に於て選出すること
- 七 公債病
- 八 貸付規則改正すること
- 九 無利息貸付、保証金撤廃
- 七 公私病
- 二 対し材料診察すること

実行方法

- 一 諸会合に於て其の主旨を徹底せしめること
- 二 分會の間の工場には支部と協力し、直ちに此の問題上ついで工場委員会は従業員大会を開催するやう努力すること
- 三 未組織工場に対しては、本部と支部が協力して調査し、極力宣傳すること
- 四 紛争議の場合には要求個條とする事

手當給を本給に変更するの決議案

平塚支部提出

説明者

五十嵐元三郎

決議

本大会は、資本家の巧妙なる偽購的搾取制度である二重賃銀制度撤廃の方針に基き、手當給を本給に変更することを決議す

理由

資本主義没落期に於て資本家は不景況を練し、労働者にその犠牲を押し及ぼす。其の方法の一つとして手當は彼等資本家が温情を以て特別に支給するものであると云ふ理由の下に、例へば遅刻、早退、公休臨時休業等の場合之を削除し又は減額し、或は公退職、解雇等の諸手當に對しては加算せぬ。これは資本家の偽購であり、巧妙悪將なる搾取方法である。何故ならば現在吾々労働者の全収入は、吾々の生活に對して必要欠くべからざるものである。これ故に現在の全収入は資本家が吾々の労働力に對する價格、即ち労働賃銀として当然支給すべきものである。然るに今手當を削除又は減額すれば、収入は減少し、とりも直ぐ不賃銀の引下となるのである。又遅刻早退に對しては不賃罰金となり、諸手當に對して加算せぬのは明らかな詐取である。尤も吾々は、かゝる巧妙悪將極まる二重賃銀制度撤廃の方針に基